

報告第9号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和5年12月13日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

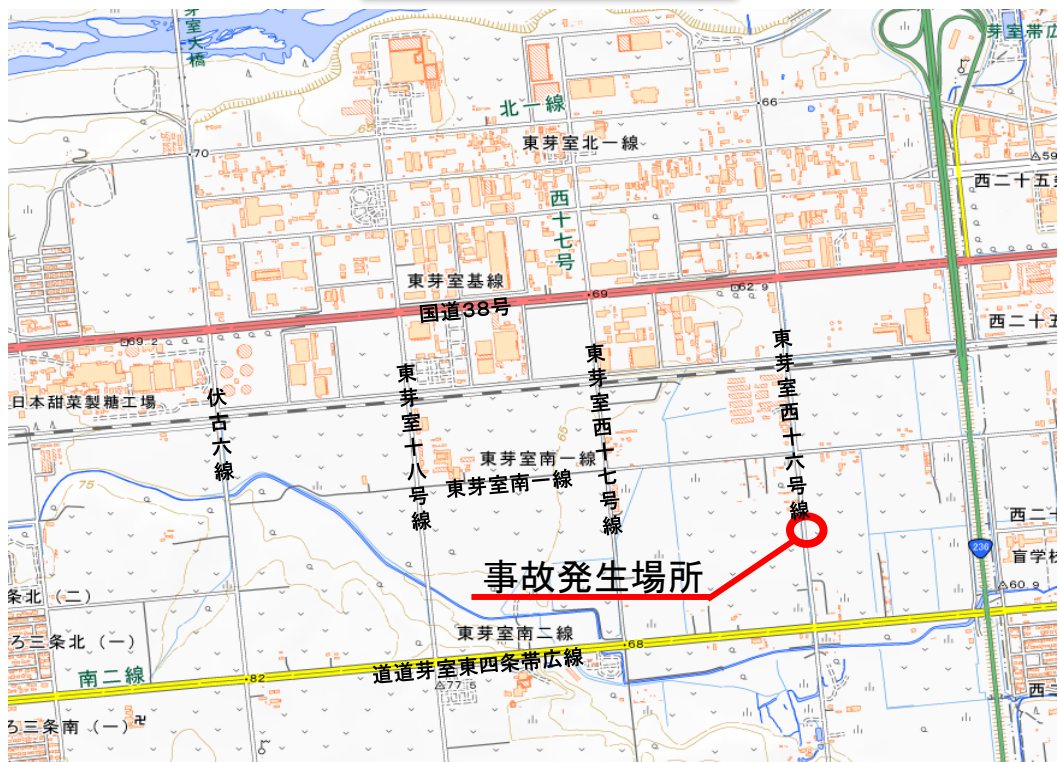
- 1 損害賠償の額 858,080円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
●● ●●

令和5年11月30日 専決処分

説 明

令和5年10月6日午後3時頃、相手方運転の車両が町道東芽室西十六号線を走行中、道路敷地内の樹木が倒れ、車両上部に直撃し車両を損傷させたものであります。

# 位置図



# 事故発生状況図

